

重要な改正要望事項

- 1 消費税の軽減税率制度に反対する。
- 2 適格請求書等保存方式の導入に反対する。
- 3 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。
- 4 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること。

1

重要な改正要望事項 1

消費税の軽減税率制度に反対する

要望事項

平成31年(2019年)10月から実施が予定されている軽減税率制度に反対する。

《軽減税率の問題点》

- ①導入に伴い減少する税収分を補う代替財源の確保が困難である
- ②適用対象品目を限定することが困難である
- ③低所得者対策が目的であるにも関わらず、低所得者層の負担軽減効果が限定的で高所得者層により多くの負担軽減が及ぶ
- ④事業者の事務負担が増加するおそれがある

消費税の税率については、これまで通り、単一税率を維持し、低所得者対策としては、給付による措置を講ずるべきである。

【参考】 日税連会長コメント「平成28年度与党税制改正大綱について」(抜粋)(平成27年12月16日)

消費税の複数税率(軽減税率)制度については、平成29年4月から導入されるとともに、その4年後にインボイス制度が導入されることとなりました。本会では、複数税率について、対象品目の公平な選定が困難であること、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、低所得者対策として非効率であること、財政再建が損なわれ社会保障給付の抑制が必要となることなどの観点から、単一税率制度の維持を強く主張してきました。しかしながら、今回の大綱では、これとは異なる結論が示されたことに深く遺憾の意を表すものであります。

2

適格請求書等保存方式の導入に反対する

要望事項 平成35年(2023年)10月から実施が予定されている適格請求書等保存方式について、その導入に反対する。

《適格請求書等保存方式の問題点》

- ①導入により免税事業者が取引から排除されるおそれがある
- ②仕入税額控除の可否を判断するために増加する事務負担への対応が困難である
- ③仮に軽減税率が導入された場合においても、現行の請求書等保存方式によって十分対応できる

【参考】仕入税額控除方式の改正予定

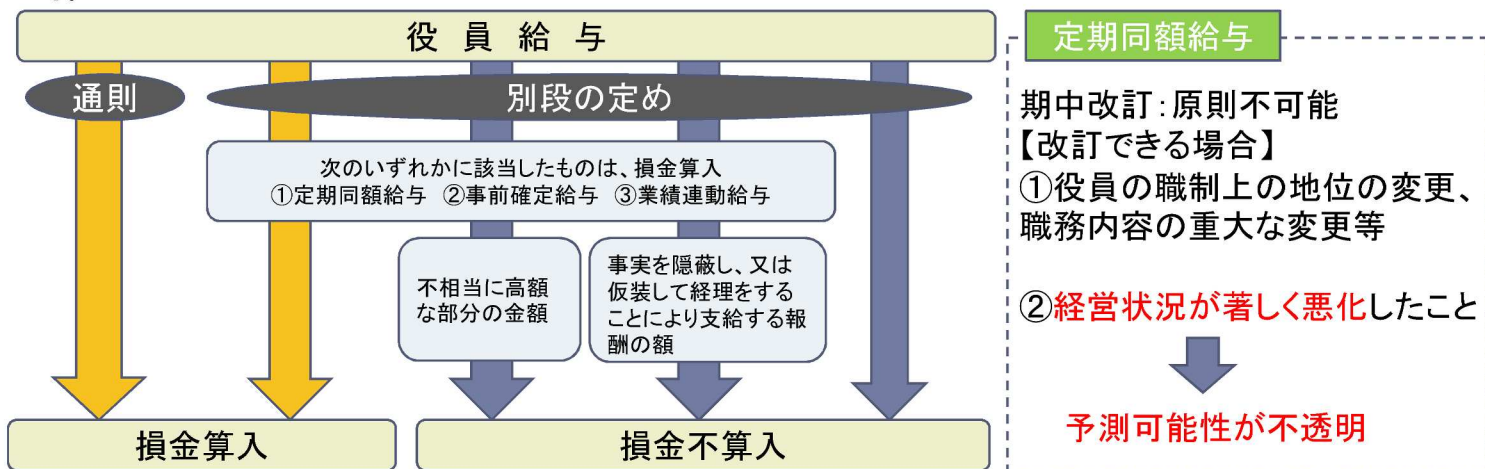
	【請求書等保存方式】(現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】(2019年10月～)	【適格請求書等保存方式】(2023年10月～)
請求書等	<ul style="list-style-type: none"> ○請求書の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・請求書発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額(税込) ・請求書受領者の氏名又は名称 ○交付義務なし・不正交付の罰則なし ○免税事業者も交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除可 	<ul style="list-style-type: none"> 同左プラス <ul style="list-style-type: none"> ・軽減税率の対象品目である旨 ・税率ごとに合計した対価の額(税込) 注)請求書の交付を受けた事業者による追記も可 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左プラス <ul style="list-style-type: none"> ・登録番号 ・税率ごとの消費税額及び適用税率 注)「税率ごとに合計した対価の額」は税抜又は税込 ○交付義務あり・不正交付の罰則あり ○登録を受けた課税事業者のみ交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除不可 ○免税事業者からの仕入れについて <ul style="list-style-type: none"> ・3年間:80% ・その後3年間:50% の仕入税額控除可
計税算額	○取引総額からの「割戻し計算」 ※取引総額×8/108	○税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	○税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ○適格請求書の税額の「積上げ計算」

3

役員給与の損金不算入規定の抜本的見直し

要望事項 役員給与の損金不算入規定とその内容を抜本的に見直すこと。

役員給与については、別段の定めの一つとして①定期同額給与②事前確定届出給与③業績連動給与のいずれかに該当しなければ損金不算入としている。さらに、損金算入が認められている①②③であっても不相当に高額な部分や仮装経理したものは損金不算入とされている。



意見内容

役員給与は、原則損金算入できるものとして、損金不算入となる役員給与のみに限定した上で別段の定めとする条文構造に見直し、その内容についても課税要件を明確かつ常識的なものにすべきである。

4

個人事業者番号の導入

要望事項

法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること。

法人＝法人番号

- ・個人番号とは異なり、自由に流通させることができる
- ・官民を問わず様々な用途で活用できる
- ・設立登記法人だけでなく人格のない社団等に対しても付番される

個人事業主＝個人番号

- 自身の個人番号を用いなければならない
 - 漏えいリスク
 - 利便性の面で不利

意見内容

個人事業主についても個人情報保護に配慮した上で法人番号の指定を受けることができるようにすべきである。